

議案第13号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成26年2月24日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和38年守口市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮以上」を「禁錮以上」に改める。

第25条の3第1項中「、国民健康保険料収納推進員」を削り、同条第2項第2号中「（規則で定める者にあつては、規則で定めるところにより算定した額）」を削る。

第28条中「申し出」を「申出」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。